

労働基準行政について (労働基準監督官の仕事)

働く人のために その力を原動力に



1 労働基準行政の組織と労働基準監督官

労働基準行政の組織

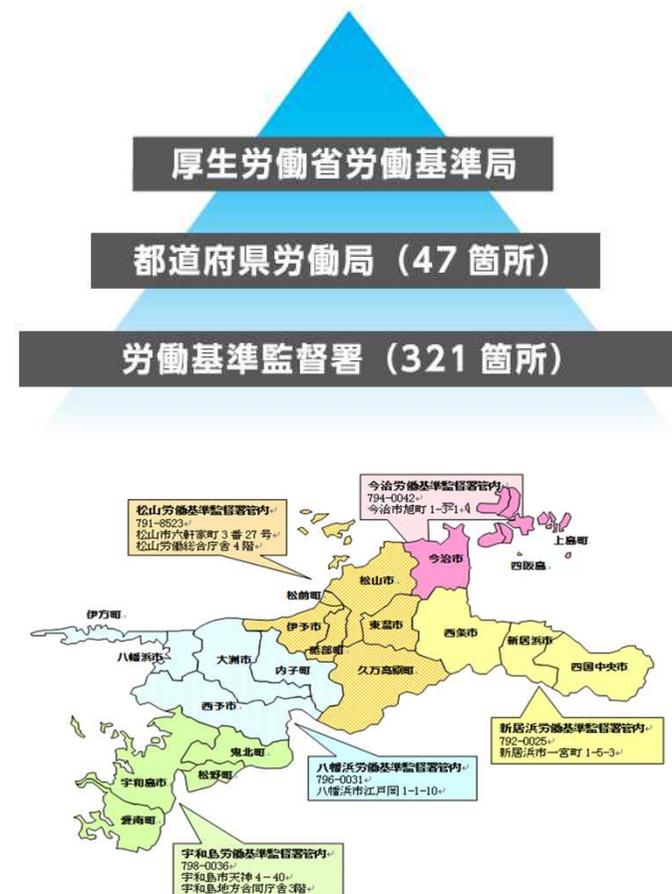
労働基準行政の組織は、厚生労働大臣の下に**労働基準局**が、各都道府県には**都道府県労働局**が、さらに第一線機関として321の**労働基準監督署**が置かれています。これらはすべて国の機関です。

労働基準行政においては、国民を対象とした行政活動の多くを、第一線機関である**労働基準監督署**において展開しています。

愛媛労働局では、**松山、新居浜、今治、八幡浜、宇和島**の5か所に**労働基準監督署**を設置しています。

労働基準監督官とは

労働基準監督官は、労働基準関係法令に基づいてあらゆる職場に立ち入り、事業主に対し法に定める基準を遵守させることにより、労働条件の確保・向上、働く人の安全や健康の確保を図ることを任務とする**厚生労働省の専門職員**です。



2 労働基準監督官の仕事①

～監督指導業務～

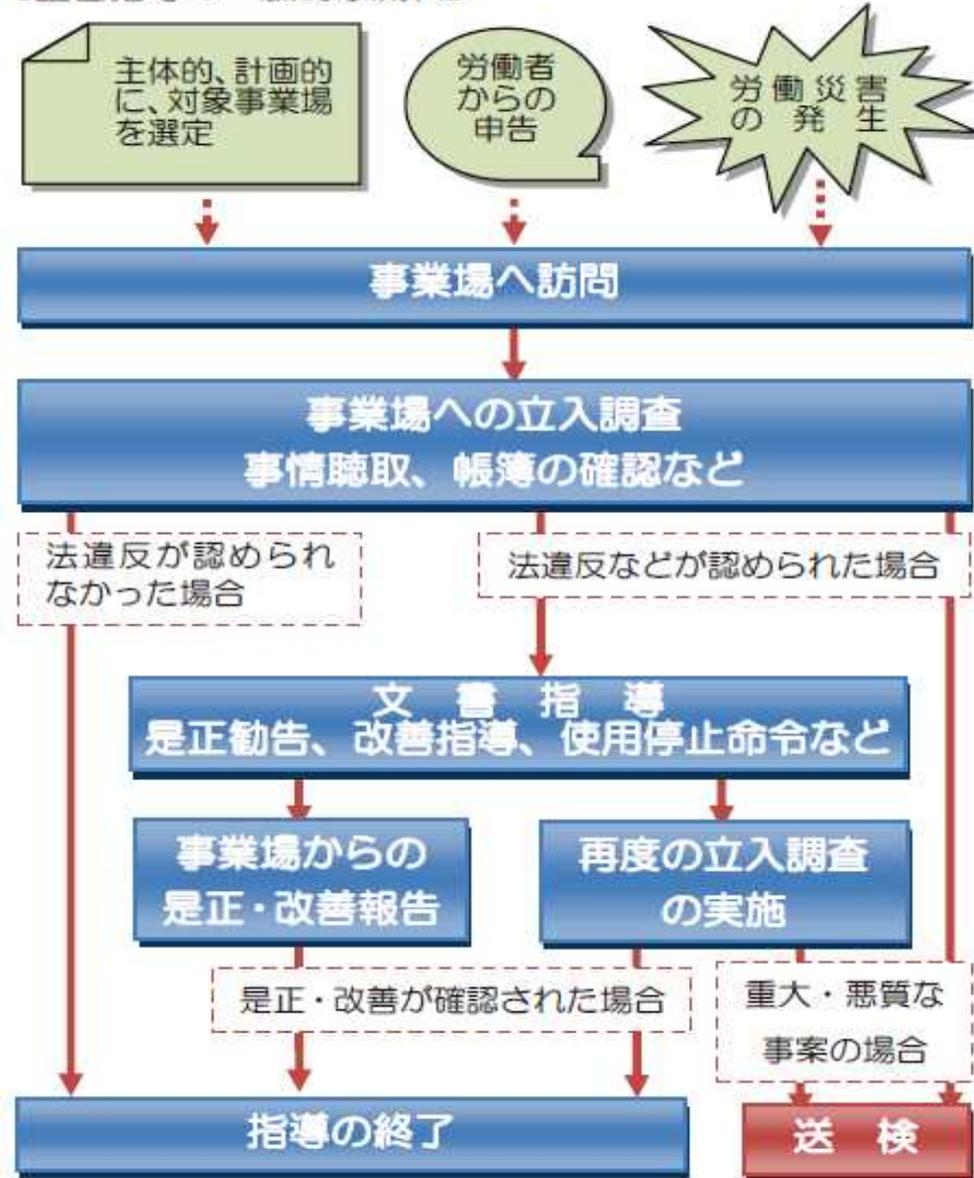
監督指導業務

労働基準法、労働安全衛生法などの法律に基づき、定期的にあるいは働く人などからの情報を契機として、事業場に立ち入るなどにより、機械・設備や帳簿などを検査して、関係労働者の労働条件について調査を行います。

法違反が認められた場合には、事業主などに対しその是正を指導するほか、危険性の高い機械・設備などについては、その場で使用停止などを命ずる行政処分を行うこともあります。

また、監督指導以外にも、窓口で労働者や事業主からの相談を受けたり、事業主を集めて労働条件の確保・改善のための説明会を実施しているほか、労働基準関係法令に係る許認可の審査など、多様な業務を行っています。

【監督指導の一般的な流れ】



(注1) 上図は一般的な流れを示したものであり、事案により、異なる場合もあります。

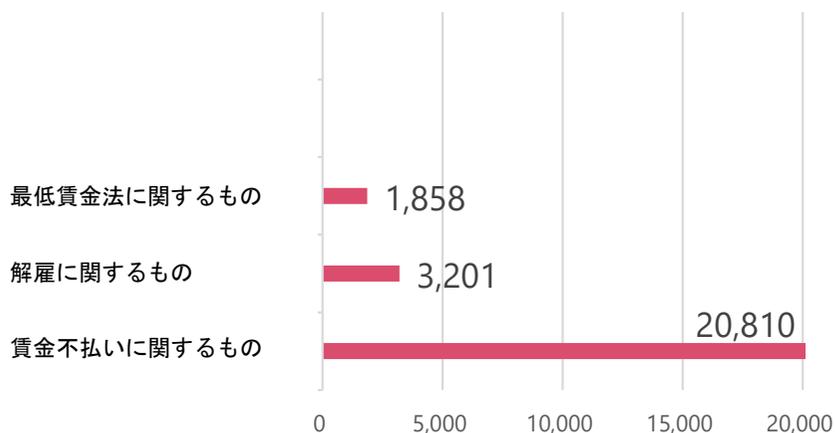
(注2) 事業場への監督指導は、原則として予告することなく実施しています。 3

監督指導業務 ～監督指導の状況～

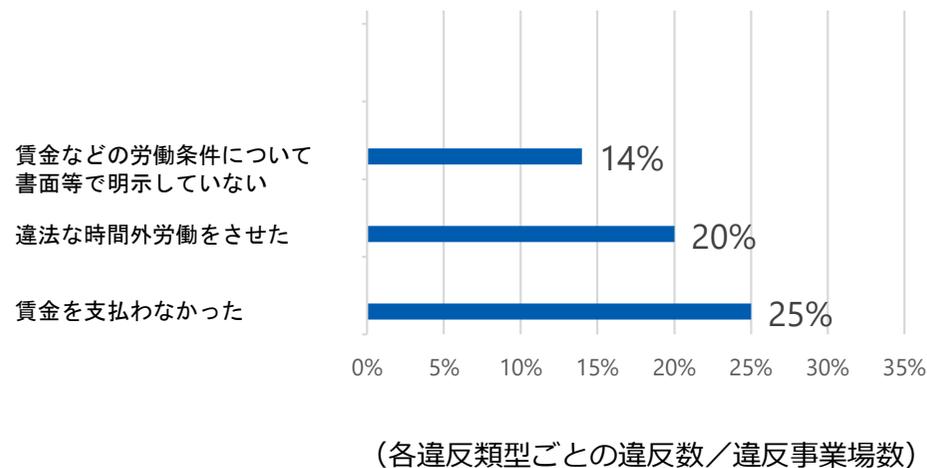
定期監督（主体的、計画的に実施する監督指導）は、令和6年には約14万件実施し、そのうち約70%の事業場において何らかの労働基準関係法令違反が認められました。

これらの法違反のほとんどは、労働基準監督官の指導等によって是正されています。

申告処理における各違反類型ごとの申立数



定期監督における主な違反の種類



申告（労働基準法等の違反について行政指導を求めるもの）の受理件数は、令和6年で約2万5,000件にのぼり、その内容は、賃金不払に関するものが最も多く、次に解雇に関するものとなっています。

3 労働基準監督官の仕事② ～安全衛生業務～

安全衛生業務

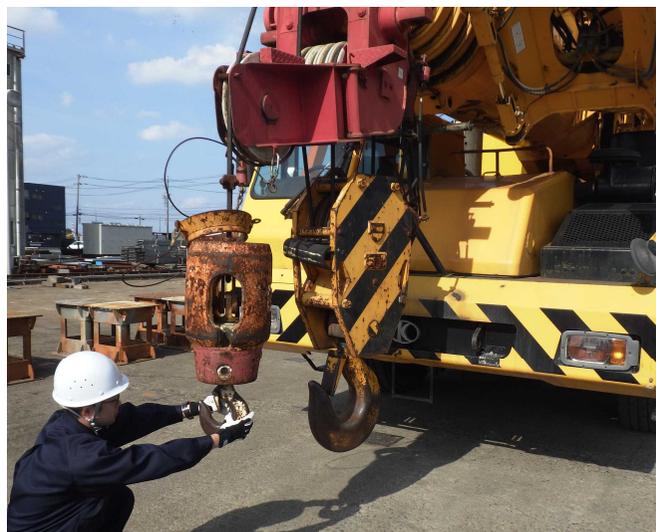
労働安全衛生法などに基づき、働く人の安全と健康を確保するための措置が講じられるよう事業場への指導などを行っています。

具体的には、クレーンなどの機械の検査や建設工事に関する計画届の審査を行うほか、事業場に立ち入り、労働災害が発生するおそれのある状況が認められた場合、事業主に対して改善するよう指導を行っています。

また、労働災害が発生した場合には、原因を究明し、再発防止のための指導を行います。



クレーンの崩落災害



機械・設備の状態の確認



実際の災害調査の様子

安全衛生業務 ～理工学系の専門分野と安全衛生業務～

労働基準監督官は、法律を扱うことから文系の職業だと思われがちですが、労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備も、労働基準監督官の重要な使命の一つです。

労働基準監督官には、**理工系の採用試験区分**もあり、**理工系学科で学んだ知識や、理工学的な思考は、産業現場で起こる様々な問題に対応するために活用できます。**

(活用例)

○機械工学

工場におけるプレスやロボットなどの**産業機械**の安全性の確認・指導など

○電気工学

工場や建設現場における**電気設備**の安全性の確認・指導など

○土木、建築学

高層ビルの建築やトンネル建設などの**建設現場**における工事計画の安全性の審査、指導など

○化学

工場や研究施設、建設現場などにおける有機溶剤や鉛、石綿などの**化学物質**等を取扱う際の健康障害を防止するための指導など

○物理、数学

工場のボイラーや建設現場の足場などの機械設備や仮設物の**強度計算**など

廃炉作業などにおける**放射線**による健康障害を防止するための指導など



6 採用後の異動・キャリアパスについて

労働基準監督官採用試験の最終合格者を対象に、採用を希望する労働局において採用面接を行い、採用後は**主に採用された労働局又は管内の労働基準監督署で勤務**します。採用後の**3年目からの2年間**については、**採用された労働局とは別の労働局管内で勤務**します。



監督業務
または
安全衛生業務
を中心に従事します。
[労災補償業務に従事することもあります。]

第一線の業務を通じて専門的知識を習得

- 方面主任、監督課長、安全衛生課長に就任すると、所属部署の責任者として、業務の企画・立案、調整などを担います。
- 署長・副署長に就任すると、監督署の業務の総責任者として、マネジメント業務などを担います。

各部門の責任者・管理者として能力を発揮

厚生労働本省で勤務する場合

※本人の希望に応じて、採用後3年目以降、厚生労働本省で勤務するという選択肢もあります。
※係員級での本省勤務後は、本人の希望を踏まえ、採用された労働局で再び勤務する場合と、引き続き本省で勤務する場合があります。

3年目～	8年目以降		
本省・係員級	本省・係長級	本省・課長補佐級	本省・課室長級

- 厚生労働本省で幅広い業務を経験します。(他省庁で勤務する機会もあります。)
- 係長に就任すると、担当業務の企画・立案、労働局への業務指導などを担当します。
- 課長補佐として、国の施策に関する企画・立案などに携わるほか、労働局幹部(部長・課長など)として、労働局の施策に関する企画・立案などに従事します。
- 本省課室長、労働局長に就任すると、課室や労働局の業務の総責任者として、マネジメント業務などを担います。

7 採用試験・採用後に関するQ & A

Q. 労働基準監督官の仕事は、文系と理系のどちらに向いていますか？

労働基準監督官は、あらゆる業種の事業場に立ち入り、賃金・労働時間や安全衛生に関する基準が守られているか調査すること等を主な職務としているため、文系的な知識のみならず、理系的な知識も必要となります。したがって、各分野の専門知識を業務に生かすことができます。なお、労働基準監督官試験には、A（法文系）、B（理工系）の区分がありますが、どちらの区分でも、採用後の給与、昇進等の処遇に違いはありません。

Q. 採用後の研修について教えてください。

採用後に実施される研修は、法令に関する知識や産業の安全衛生に関する知識等を十分に修得できるカリキュラムとなっており、文系・理系どちらの方でも労働基準監督官として活躍することができます。

労働基準監督官は、採用後1年間、監督関係業務に係る基礎的研修及び実地訓練を受けます。この間に労働大学校で実施される中央研修（前期及び後期）を約2か月間にわたり受講することになります。また、採用時の研修のほか、その後定期的に又は昇進時において中央研修が実施されます。

採用後1年間のスケジュール例



① 実地研修（前期）

- 労働基準行政の概要、監督業務、安全衛生業務、労災補償業務の概要
- 監督署業務の実務補助、工場等の実地見学 など

② 中央研修（前期）

- 一般法学
- 労働基準関係法令
- 監督業務
- 安全衛生業務
- その他

③ 実地研修（後期）

- 相談、各種届出等の対応
- 監督業務、安全衛生業務、労災補償業務、司法警察業務等の実施要領 など

④ 中央研修（後期）

- 一般法学
- 監督業務
- 安全衛生業務
- 司法警察業務
- その他

8 2026年度採用試験～採用までのスケジュールについて

2/19～3/23

試験申込み（インターネット）

5/24

第1次試験（記述試験）

【第1次試験地】 ※ 全国19都市
札幌市、盛岡市、仙台市、秋田市、さいたま市、東京都、新潟市、名古屋市、金沢市、京都市、大阪市、
松江市、広島市、高松市、松山市、福岡市、熊本市、鹿児島市、那覇市

7/7～7/10

第2次試験（人物試験）

【第2次試験地】 ※ 全国11都市
札幌市、仙台市、さいたま市、東京都、名古屋市、大阪市、広島市、高松市、福岡市、熊本市、那覇市

8/12

最終合格発表、採用面接

※ 最終合格発表後に、採用面接を47都道府県労働局で実施します。

10/1

採用内定

※ 各労働局の定員事情によっては、試験実施の年度中（10/1付け、翌年1/1付けなど）に採用されることもあります。

翌年4/1

採用

※詳細情報（受験資格、試験種目、試験方法、申込方法等）については、
人事院HPを御確認ください。